

年頭の御挨拶

法務大臣 金田勝年



新年明けましておめでとうございます。
誌友の皆様には、輝かしい新春をお健やかに
お迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、私は、昨年八月に法務大臣を拝命
いたしました。法務行政と私との関わりに
ついて申し上げますと、私はかつて、当時の
大蔵省において、主計官として法務省全般
の予算を見る立場にあり、当時から法務行
政が国民生活の安全や安心の基盤として極
めて重要であることを、身をもって実感して
おりました。現在は、法務省を率いる立場

にある者として、安全・安心な社会の実現
のため、全力で職務に取り組んでおります。

ところで、昨年は、リオデジャネイロに
おいてオリンピック・パラリンピック競技
大会が開催され、日本人のめざましい活躍
は、私たちに元氣や希望を与えてくれまし
た。三年後に我が国で開催される二〇二〇
年東京オリンピック・パラリンピック競技
大会にも、大きな期待が寄せられていると
ころです。来たる大会の開催に向けて、私
たちは、民族・国籍の違いや障害の有無等、
様々な違いを超えて、誰もが安心して生活
することのできるユニバーサル社会を築い
ていくことが重要であり、さらに、大会後
もこれをレガシー（後世に残すべき有形・
無形の財産）として次世代に承継していく
ことが必要です。法務省としましては、本
年も、違いを認め合う心を育み、これを未
来へつなげていくために、積極的な啓発活
動を展開してまいりたいと考えております。
一方で、いじめや虐待などの子どもを被

害者とする事案は今もなお後を絶ちません。
女性や障害者、高齢者の人権問題なども
依然として発生しております。

特に、自らの人権を自ら守ることが困難
な状況にある方々に対しては、救済の仕組
みにつなげていく取組が大切であると考え
ます。

国民の皆様が安心して暮らすことのでき
る社会を実現するためには、国民一人一人
の人権が十分に尊重されることが必要で
す。人権擁護委員の皆様には、人権尊重思
想を育て、広めていく活動を通じて、国民
の皆様の人権についての理解が更に深まる
よう、御尽力いただき、また、これからも
地域住民に信頼される相談パートナーとし
て御活躍いただきますよう、心からお願
い申し上げます。

この一年が平和で明るい年となること、
並びに皆様と御家族の方々の御多幸、御健
勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とい
たします。





新年のご挨拶

公益財団法人

人権擁護協力会

代表理事

中村 浩紹
なかむらひろつぐ



新年明けましておめでとうございます。「人権のひろば」誌友の皆様におかれてはお健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、リオオリンピック・パラリンピックの開催で世界中の人々を興奮させ華やかなイベントが開催された一方、日本列島各地で多発した地震や台風による災害で多くの方々が無事な生活を奪われたことに心より哀悼の意を捧げお見舞いを申し上げます。第です。

また、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合って共生する社会の実現を目ざして障害者差別解消法が昨年四月一日に施行された直後、重度障害者施設において惹起されたナチ思想を想起させた理不尽な殺傷事件、少年同士のいじめによる陰湿な犯罪、原発避難者に対するいじめ、更には、一流企業における過重労働に起因した過労死等々多くの人々の人権を奪い去った

現実には、あらゆる機会を通じて弛むことなく人権意識高揚を訴え続けている人権啓発活動の難しさを私たちは思い知らされました。

これら事件の背景には、障害者等への偏見に基づく言動が横行する風潮、企業利益を追い求めるあまり企業の社会的責任（CSR）への配慮を欠く企業風土が未だに改められていないことにあります。

偏見は差別を生み、差別は更なる偏見を醸成し人権侵害を拡散します。

二〇二〇年に迎える東京オリンピック・パラリンピックは、まさに、年齢、性別、障害、国籍、文化などの違いを互いの人格と個性として尊重、認め合う「ユニバーサル社会」共生社会でなければなりません。多文化共生社会は、私たちの目指す社会であり、その実現に向けた意識の醸成を弛まずに訴え続けることが私たちの責務です。解決が求められる人権課題は次々に提起され多岐にわたります。当会は、これら

の解消に向けて人権擁護委員組織体そして人権擁護活動にご理解ある誌友の皆様方と相携えて本年も事業活動を展開してまいりますので、引き続きご支援をいただきたく存じます。

五十年前、国連は、世界人権宣言採択二十周年にあたる昭和四十三年を「国際人権年」と定め、加盟各国に対し、それに相応しい各種啓発活動や行事をすることを要請しました。これに迎え昭和四十二年七月三日、全国人権擁護委員連合会は「人権擁護委員制度の発展と国際人権年における諸活動の成功を期すために財団法人を設置し、基本的人権の擁護と伸張に貢献しよう」として、財団法人人権擁護協会の設立を決議し、法務大臣の認可を得て昭和四十二年九月十六日当会が設立され、そして本年創立五十周年を迎えることとなりました。

当会が、法務省人権擁護機関と共に歩んだ人権擁護活動の足跡を回顧し検証する機会といたすべく創立五十周年記念式典を十月一日に執り行い、併せて記念誌の発刊準備を進めておりますので、皆様のご協賛を宜しくお願い申し上げます。

この一年が平穏で充実した活動の年となるよう、そして、会員誌友の皆様のご多幸とご活躍を祈念し、新年のご挨拶いたします。

新年のご挨拶

法務省人権擁護局長

萩本

修



謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年地震や台風など多くの自然災害に見舞われましたが、熊本地震の被災地では、人権擁護委員の皆様が「寄り添い支援活動」を展開してくださっています。仮設住宅（当初は避難所）等に向いて声かけを行い、被災者をねぎらうとともに、その相談相手になったり、何かあったときの相談窓口として人権擁護委員や法務局の存在を知らせたりする取組です。ご自身も被災され大変な状況にあるにもかかわらず、「今だからこそ、人権擁護委員として、被災された方々のために何かできることを精一杯やりたい」と仰ってくださいました。本当に頭が下がります。無理をなさらず可能な範囲で引き続きのご活動をお願いしたいと思います。

地震と言えば、東日本大震災からはまもなく六年が経とうとしています。法務省では、この間、放射線被曝に関する風評や避難生活の長期化等に伴う人権問題を予防するための

啓発活動等に取り組んできました。しかし、昨年末、原発事故のため福島県から避難している児童・生徒が学校でいじめに遭っていたというケースが相次いで報道されました。残念でなりません。子どもたちが少しでも声をあげやすいように、人権擁護委員の皆様のご協力の下、毎年「子どもの人権 SOS ミニレター」の配布等を行っています。これらの取組についても、子どもたちの声なき声を吸い上げるために更なる工夫の余地がないかどうか、考えなければならぬと痛感させられました。

他方で、嬉しい知らせもありました。群馬県前橋市で、ストーリーに人権擁護委員が登場する映画「クラッチヒッターみなみ」が制作されました。人権擁護委員役は花田景子さん（大相撲の貴乃花親方夫人）。SOSミニレターを活用した人権擁護委員のアドバイスにより不登校から立ち直る子どもが描かれています。是非多くの方にご覧いただきたいと

思います。

また、身近でも嬉しいことがありました。昨年、法務省の人権擁護局でインターンシップを体験した大学生に志望動機を聞いたところ、「実は、小学生のときに SOS ミニレターを出して返事をもらったことがあるので、人権擁護局でのインターンシップを希望した」と言うのです。人権擁護委員の皆様による地道な人権相談活動が、こうして目に見えないところでも着実に成果を上げていると感じられた出来事でした。

このほか、昨年は、人権擁護行政に関連する二つの新しい法律が成立し施行されました。六月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」と一二月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」です。今後は、これらの法律の趣旨をも踏まえた啓発活動を展開していく必要があります。

全国の人権擁護委員の皆様には、本年も、法務省の各種取組について一層のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願いたします。最後に、皆様のご活躍とご健勝を祈念しまして、年頭のご挨拶といたします。



新年のご挨拶

全国人権擁護委員連合会会長

内田 博文
うちだ ひろふみ



新年、明けましておめでとうございます。旧年中は、当全国人権擁護委員連合会の活動に対し格別のご理解、ご支援を賜りまして、厚くお礼申し上げます。お陰様で、人権擁護委員の活動に対する社会の周知度も少しずつですが高まってきております。人権擁護委員に対する講演依頼も急増しております。人権救済に対する社会の期待は高いものがあります。このご期待に応えるべく、全国一万四千人の人権擁護委員一同、心を一にして、委員活動に取り組み所存です。本年も宜しくご理解、ご支援のほど、お願い申し上げます。

ところが、私たちは自覚すると否とに問わず、「立場」に規定されています。自らが属する立場からものを考え判断し行動しています。大人と子ども、男と女、障がいのある人となない人、等々。神ならぬ人間がこの立場を超えることは難しいと言えます。しかし、人間は社会的動物です。一人では生きられません。さまざまな立場の人たちが共に社会生活を営むためには、どの立場の人も守らなければならない「共通の尺度」が必要です。これが「法」ということとなります。人権を「法」で規定するのもそのためです。

問題が「法」をどのようにして担保していくかで、強い力で担保していくという方法も時には必要となります。しかし、この方法には大きな効果が期待される半面、副作用の心配も生じます。その他に、いわゆるヨコ型の担保方法も考えられなければなりません。手続に則って対話に基づく合意形成を図るといふ手続的正義が注目されている所以です。

この手続的正義にも増して、ヨコ型の担保方法で重要なことは「共感」ではないかと思われます。私たちは立場を超えることはできません。しかし、異なる立場を理解することはできます。理解するだけでなく、痛み、悲しみ、辛さなどを共感することはできます。これこそはヨコ型の担保方法にとって何よりの活力になるのではないのでしょうか。とりわけ人権擁護にとっては最大の砦になるのではないのでしょうか。

しかし、これには最近、気になることが起きています。家庭、学校、職場などなかで醸成され凝固された「人間不信」のために、楽な環境において「まっとうなこと」を言ったり行ったりする彼ら、彼女らの言葉に生理的な憎しみしか感じない人々が、ヘイト・スピーチに典型的なように、ネット上から現実の世界へと半端な数ではないほど、姿を現してきています。優生思想も現実の世界へと移行しつつあります。

強い人間不信のために、ヨコ型の人間関係は拒否し、支配―服従のタテ型の人間関係しか受け入れられない。「強い力」を信奉し、弱い人に対しては独裁者のようにふるまう。そして、強い人に対しては自らを奴隷化する。そういう人たちが急増しているように感じられます。民主主義社会が内部から崩壊しかねません。

どうすれば「共感」の心を取り戻し、育んでいけるか。この問題こそは官民挙げて取り組むべき喫緊の課題ではないかと思われます。皆さん方とご一緒に考えていければ幸甚です。

本年が皆さん方にとってよい年でありますように念じております。